

茨城県地域防災計画の改定について

1 改定する計画

茨城県地域防災計画

(地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害等対策計画編)

2 改定の背景

- 災害対策基本法の改正 (平成 27 年 8 月, 28 年 5 月)
- 防災基本計画の修正 (平成 27 年 7 月, 28 年 2 月, 28 年 5 月)
- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨等災害対応を踏まえた体制の見直し等

※(更)は, 記載の更新。

(新)は, 新規追加。

3 主な改定ポイント (詳細は別紙 1～2 参照)

(1) 地震災害対策計画編 (各編共通) 別紙 1

- ① 市町村の応援〈市町村間の相互応援体制構築の支援, 応援職員のリスト化など〉 (更) (新)
- ② 避難場所の確保等〈隣接市町村への指定緊急避難場所の指定 など〉 (新)
- ③ 県災害対策本部体制の見直し〈災対本部事務局への航空運用調整班の設置, 現地災対本部の分掌事務・設置基準 など〉 (更)
- ④ 実動組織間の調整〈警察, 消防, 自衛隊等による合同調整所の設置〉 (新)
- ⑤ 重要情報の取扱い〈県による人的被害者数の一元的な集約等〉 (新)
- ⑥ 災害情報共有システム〈市町村を含む防災関係機関間の災害情報の収集・共有〉 (更)
- ⑦ 道路管理者による緊急輸送・障害物の除去〈臨港道路, 漁港道路における放置車両対策〉 (新)

(2) 風水害等対策計画編 別紙 2

- ① 河川の氾濫時の浸水想定〈想定最大規模降雨に基づく浸水想定〉 (新)
- ② 防災知識の普及〈早期の立退き避難が必要な区域からの迅速で確実な避難等, 浸水深, 浸水継続時間に応じた水・食料等の備蓄 など〉 (新)
- ③ 職員の配備基準〈河川上流の隣接県で大雨特別警報が発表された場合の動員〉
- ④ 市町村の避難誘導〈複合的な災害の発生を考慮すること, きめ細やかな住民への情報提供 など〉

地震災害対策計画編改定の主な内容

※**更**は、記載を更新。

新は、新規追加。

第1章 総則

- **茨城県国土強靱化計画について** (防災基本計画の修正)
 - ・ 強くしなやかなばらきづくりの実現を図るため、「県国土強靱化計画」(H29.2策定)の基本目標を踏まえて、地域防災計画に基づく防災対策の推進を図ることを明示。**新**

第2章 災害予防

- **市町村の応援** (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう、協定等の締結や応援要請手続、情報伝達方法等に係るマニュアルの整備等を支援する。**更**
 - ・ 県は、事前に市町村や民間機関の協力を得て、応援派遣が想定される職員リストを作成する。**新**
- **避難場所の確保等** (防災基本計画の修正)
 - ・ 市町村は、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。**新**
 - ・ 市町村は、避難所運営マニュアルの整備や訓練等を通じ、住民等による主体的な避難所運営の普及に努める。**更**
- **防災知識の普及** (防災基本計画の修正)
 - ・ 住民が備蓄すべき食料・飲料水を、「おおむね3日分」から「最低3日(推奨1週間)分」に変更。**更**

第3章 災害応急対策

- **県災害対策本部の体制の見直し** (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 災害対策本部(事務局)の見直し(県立病院部の創設、地方部の廃止、航空運用調整班の創設、陳情班の名称変更)**新 更**
 - ・ 災害対応の長期化に対応できるよう、県災害対策本部事務局員を増員。**更**
 - ・ 現地災害対策本部の分掌事務に、「現地における災害応急対策の指揮・指令」に加え、「(災害応急対策の)実施」を追加。**更**
- **実動組織間の調整** (防災基本計画の修正)
 - ・ 災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の部隊が、救出・救助等を的確に行うため、必要に応じ情報共有・活動調整等を行う「合同調整所」を設置。**新**

- 重要情報の取扱い (防災基本計画の修正／災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 県は、人的被害者数を一元的に集約・調整し、速やかに公表する。更

- 災害情報共有システム (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 災害情報の収集、防災関係機関との情報の共有を行う「茨城県災害情報共有システム」を導入。平成28年6月、本格施行。新

- 道路管理者による緊急輸送・障害物の除去 (災害対策基本法の改正)
 - ・ 道路管理者（港湾管理者，漁港管理者を含む。）は，災害時において，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは，運転者等に対し車両の移動命令を行う。運転手がない場合等は，自ら車両の移動を行う。更

- 自主的な避難の促進 (防災基本計画の修正)
 - ・ 市町村は，避難準備・高齢者等避難開始の発令により，住民の自主的な避難を促進する。更

- 避難指示等の呼称の変更 (国ガイドラインの修正)
 - ・ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改正(H29.1)等に伴い，「避難指示」を「避難指示（緊急）」に，「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更。更

- 災害派遣精神医療チーム（DPAT） (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 心のケア活動を行う災害派遣精神医療チーム（H28～）の役割等を明記。新

- 罹災証明書交付に係る県の役割 (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 県は，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について，必要に応じ市町村の支援や市町村間の調整を行う。新

- ボランティア活動の支援 (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 県は，ボランティアの円滑な受入れの支援のため，ボランティアを支援する全国組織（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）等との連絡調整を行う。更

- 災害廃棄物対策に係る記載の充実 (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 県及び市町村は，災害廃棄物処理計画を策定して廃棄物の処理を行う。新
 - ・ 県は，適切な相互支援が図られるよう市町村間の調整を行うとともに，県産業廃棄物協会と連携して災害廃棄物の円滑な処理を推進する。新

第4章 災害復旧・復興対策

- 茨城県被災者生活再建支援補助事業 (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 県は，自然災害により住宅に著しい被害を負った世帯のうち被災者生活再建支援法の非適用世帯に対し，法と同趣旨の支援金を支給する。新

風水害等対策計画編改定の主な内容

第1 総則

- 気象災害の概況
 - ・ 平成27年9月関東・東北豪雨ほか、風水害の被害概況を追加。 **更**

第2 災害予防

- 河川の氾濫時の浸水想定 (H27.5水防法改正)
 - ・ 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、基本降水量及び想定最大降雨規模降雨に基づき、浸水想定を行う。 **新**
- 防災知識の普及 (防災基本計画の修正)
 - ・ 河川近傍、早期の立退き避難が必要な区域からの迅速で確実な立退き避難 **新**
 - ・ 浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄 **新**
 - ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え **新**
- 土砂災害警戒情報の発表 (気象庁の基準改正)
 - ・ 平成27年5月の土砂災害警戒情報発表基準の改正に基づき、発表対象地域を県内全市町村から「土砂災害警戒区域を有する40市町村」に変更。 **更**

第3 災害応急対策

- 職員の配備基準 (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 本県を流れる河川の上流域となる他県において、大雨特別警報が発表された場合、警戒体制（事前配備1（23課所67名））をとる。 **新**
- 市町村の避難誘導 (防災基本計画の修正)
 - ・ 市町村は、あらかじめ作成した避難誘導計画に基づき避難誘導等を実施。 **更**
 - ・ 避難誘導計画は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。 **新**
 - ・ 台風など事前に予測可能な災害については、予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民にわかりやすく適切に状況を伝達する。 **新**
- 竜巻注意情報の発表 (気象庁の取扱いの変更)
 - ・ 発表単位を、都道府県単位から「茨城県北部」、「茨城県南部」に変更。（気象庁による平成28年12月の取扱い変更） **新**
- 国が管理する河川の洪水予報 (災害対応を踏まえた見直し等)
 - ・ 国が管理する河川の洪水予報については、担当の河川（国道）事務所からも市町村に伝達されることを明記。 **新**